

(令和7年5月版)  
さいたま市建設局建築部建築行政課

|                     |          |
|---------------------|----------|
| 建築主氏名               | 申請地の地名地番 |
|                     |          |
| 設計者資格               | 設計者氏名    |
| ( )建築士 ( )登録第_____号 |          |

- 【盛土規制法の宅地造成等に関する事項】

※1 盛土規制法における崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの。

※2 表中の工事に該当する場合であっても、盛土規制法第12条のただし書きにより許可対象外となる場合があります。また、面積算定や高さ算定の取扱いについて所管課ごとに異なる場合があります。詳細については、宅地造成等を行う計画地の盛土規制法の所管課（北部都市計画指導課又は南部都市計画指導課）にご確認下さい。

※3 確認申請の敷地と、開発区域の範囲とが異なる場合、開発区域全体の範囲で許可対象となる宅地造成等の有無を判断して下さい。

※4 盛土規制法施行規則第8条第9号に規定する工事（宅地造成に関する工事のうち、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの）は対象外

| 区 域 区 分   | 開発区域の面積          | 対 応                                                                           |
|-----------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| □ 市街化区域   | □ 規制規模<br>500㎡未満 |                                                                               |
|           | □ 規制規模<br>500㎡以上 | □ 事前相談により開発許可(又は建築許可等※5) 不要<br>相談結果通知日:<br>相談結果通知番号:<br>担当課:<br>担当課連絡先:       |
| □ 市街化調整区域 |                  | □ 開発許可(又は建築許可等※5)要<br>都市計画法第29条(又は都市計画法第42条・第43条※5)に基づく許可書の写し(又は適合証明)を申請書に添付。 |

【盛土規制法・都市計画法（開発許可制度）に関する問合せ】

【本紙に関する問合せ先】  
建設局建築部建築行政課 TEL:048-829-1533